令和5年度第2回香川県広域水道企業団運営協議会議事録

- 日 時 令和6年1月23日(火)14:00~14:36
- 場 所 香川県庁本館 21 階特別会議室
- 出席者 「出席者名簿」のとおり
- 次第
 - 1 開会
 - 2 会長(知事)挨拶
 - 3 議題

香川県広域水道企業団議会への提出議案等について

- (1) 予算議案
 - · 令和 5 年度水道事業会計補正予算
 - · 令和 5 年度工業用水道事業会計補正予算
 - · 令和 6 年度水道事業会計当初予算
 - · 令和 6 年度工業用水道事業会計当初予算
- (2) 予算外議案
 - 条例改正
- (3) 香川県水道広域化基本計画(施設整備計画及び財政収支見通し)のローリングについて
- (4) 水道料金統一化の取組について
- (5) 香川県広域水道企業団の身分移管について
- 4 閉会
- 配付資料
 - 【資料1】令和6年2月香川県広域水道企業団議会定例会について
 - 【資料2】令和6年2月香川県広域水道企業団議会定例会議案の概要
 - 【資料3】香川県水道広域化基本計画(施設整備計画及び財政収支見通し)のローリングについて
 - 【資料4】水道料金統一化の取組について
 - 【資料5】令和6年2月香川県広域水道企業団議会定例会議案
 - 【資料6】令和5年度補正予算説明書
 - 【資料7】令和6年度当初予算説明書
- 議事
 - 司会(植松事務局長)

失礼します。

それでは、皆様お揃いになられましたので、ただ今から、令和5年度第2回香川 県広域水道企業団運営協議会を開催いたします。 始めに、開会に当たりまして、本協議会会長の池田知事から御挨拶を申し上げます。

○ 会長 (知事)

知事の池田豊人でございます。

本日は大変お忙しいところ香川県広域水道企業団運営協議会に御出席をいただきましてありがとうございます。

また日頃から皆様方には企業団運営はもとより県政全般に御協力いただいておりますことを心よりお礼を申し上げます。

元旦に発生しました能登半島地震におきまして、1月5日から給水車の要請がございましたので、交代で延べ24名の企業団職員を穴水町に派遣し、給水支援を行っているところであります。

現地に行かれた皆様方には、あらためて、お礼と敬意を表したいと思いますし、 後方のサポートをいただきました企業団職員の方にもお礼を申し上げたいと思い ます。

まだまだ水道施設の復旧は時間がかかる状況でありますので、これからも応急給 水活動、また、復旧についての支援が必要になるかと思います。

日本水道協会からの要請を踏まえながら、迅速に対応できるようよろしくお願いしたいと思います。

市町の皆様方にも御協力いただくことが多いかと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

さて、この水道企業団の経営状況は、人口減少に伴う給水収益の減少、物価の高騰、こういった状況もありまして、非常に厳しい状況が続いておりますので、これまで以上に各構成団体の皆様方とは緊密に連携をし、問題点を共有しながら、将来の方向性を共有して取り組んでいかなければならないと考えております。

今日の機会も含めまして、皆様方にはよろしくお願いしたいと思います。

今日は、来月9日に開催予定の企業団議会に提出する予算議案及び条例議案のほか、香川県水道広域化基本計画のローリング、水道料金の統一化の取り組み、企業団の身分移管について、御協議をしたいと考えております。

この内容につきましては、この後、高木副企業長より御説明をさせていただきますので、皆様方にはよろしく御審議を賜りますようにお願い申し上げまして、冒頭の挨拶にさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○ 司会(植松事務局長)

それでは、議事に移らせていただきます。

本協議会規則第4条第1項の規定により、会長が会議の議長となります。 会長、よろしくお願いします。

○ 議長(会長:知事)

それでは規則に基づきまして議長を務めさせていただきます。

皆様には御協力よろしくお願いいたします。

本日の議題のうち、まず、1の予算議案につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○ 事務局(高木副企業長)

副企業長の高木でございます。

議題の「香川県広域水道企業団議会への提出議案等について」を御説明いたします。失礼して、着座にて説明をさせていただきたいと思います。

お手元の資料1をご覧ください。

今年度第2回目の企業団議会定例会は来月9日の午後2時から、香川県庁本館 21階特別会議室を議場として開催する予定としております。

当日の議事としては、企業長提出議案として、予算議案4議案、予算外議案5議案を予定しており、議案の主な内容について、資料の2、「議案の概要」により御説明をさせていただきます。

議案の概要1ページをお開き願います。

まず、予算議案は、第1号議案から第4号議案までの4議案でございます。

第1号は水道事業会計の、第2号は工業用水道事業会計の令和5年度補正予算、 第3号、第4号は、それぞれ、両会計の令和6年度当初予算議案でございます。

3ページをお開き願います。

「令和5年度補正予算の概要及び令和6年度当初予算の概要」についてでございます。

まず、水道事業会計について、1の業務量につきましては、給水人口、給水量、 有収水量、有収率とも、前年度から微減を見込んでおります。

4ページをお開き願います。

2の予算見積、(1)概況についてでございます。

まず、表の構成でございますが、上段が収益的収支、下段が資本的収支、左側が収入、右側が支出となっており、それぞれ、左から順に、令和6年度当初予算、令和5年度2月補正後予算、令和5年度当初予算、そして、増減といたしまして令和5年度2月補正後予算と令和5年度当初予算の増減、令和6年度当初予算と令和5年度当初予算の増減となっております。

また、破線で囲んでおります、令和5年度2月補正後予算と令和5年度当初予算

の増減、二重線で囲んでいます令和6年度当初予算と令和5年度当初予算の増減に つきましては、それぞれ、下側5ページに主な増減理由を記載しておりますので、 併せて、御覧いただければと思います。

はじめに、表の上段、収益的収支でございますが、左側、収入につきましては、 人口減少等による給水収益の減少により、4行目の計のとおり、令和6年度当初予 算は229億4,500万円で、令和5年度当初予算と比べ、7億1,900万円の減、令和 5年度2月補正後予算は231億9,700万円で、同じく4億6,700万円の減と、大幅 な減少を見込んでおります。

一方、右側、支出につきましては、令和6年度当初予算は、修繕費や動力費の減により営業費用が減少する一方で、市町への土地の返還などによる特別損失の増加等により、4行目の計のとおり、令和5年度当初予算に比べて8,000万円増の229億800万円、令和5年度2月補正後予算は、有形固定資産の増加に伴う減価償却費の増加による営業費用の増加や、特別損失の増加等により、令和5年度当初予算に比べて4億円増の、232億2,800万円を見込んでおります。

こうした結果、表の中段になりますが、収益的収支の収支差引は、令和6年度当初予算では3,700万円の黒字、令和5年度2月補正後予算では3,100万円の赤字となる見込みでございます。

なお、5年度2月補正後の赤字は、企業団の予算としては初めての赤字となるものでございます。

また、水道事業会計では、税込みの場合、給水収益(料金)に係る預かり消費税の影響などにより、実態との乖離があることから、経営状況を見る場合、税抜きが用いられますが、税抜きで見た場合、収益的収支差引の行の上段のカッコ内のとおり、令和6年度当初予算も6億5,300万円の赤字となる見込みであり、企業団の当初予算としては初めての赤字予算となるなど、非常に厳しい状況となっております。

次に、下段の資本的収支についてでございます。

右側、支出でございます。

建設改良費につきましては、令和6年度当初予算では、令和5年度当初予算と比べ、14億9,800万円減の131億400万円を見込んでおります。

減少の内訳は、5ページ中ほどにも記載しておりますとおり、企業団の経営状況等を踏まえた工事の進度調整に伴う工事請負費の減少が8億900万円のほか、工事負担金、令和5年度は踏切推進工事に係る負担金6億円を予算計上しており、そうした工事負担金の減少などによるものでございます。

また、同じく建設改良費について令和5年度2月補正後予算では、4Pの表のとおり令和5年度当初予算に比べ、7億6,300万円減の138億3,900万円を見込んでおり、減少の内訳は、5ページ下段、下から2行目になりますけれども、工事請費が5億7,700万円、委託料が1億7,100万円減少することなどによるものでござい

ます。

なお、財源につきましては、4Pの表の左側、収入のとおり、企業債や国庫補助金、市町からの出資金などを見込んでおり、表の最下段、資本的収支の不足額、令和6年度当初予算86億700万円、令和5年度2月補正後予算98億6,600万円につきましては、いずれも、表の下の※印のとおり、損益勘定留保資金等で補填することとしております。

6ページをお開き願います。

(2)財務についてでございます。

香川県水道広域化基本計画において、表の下の(注)に記載のとおり、区分経理満了時に旧事業体が遵守すべき財政収支の目標値として、給水収益に対する企業債残高の比率を 3.5 倍以内、同じく内部留保資金の比率を 0.5 倍程度とすることを定めております。

年度末の目標値というわけではございませんが、企業団全体では、令和6年度末で、企業債残高は3.00倍、内部留保資金は1.09倍となる見込みとなっております。

なお、旧事業体ごとの状況につきましては、22ページからの「令和5年度補正予算及び令和6年度当初予算参考資料」にございますので、概況を簡単に御説明させていただきます。

22ページをお開きいただけたらと思います。

22ページ、23ページが、令和6年度当初予算の旧事業体ごとの状況でございます。

表の中段から少し下、太線で囲っております、損益(当年度純利益)につきましては、先ほど御説明したとおり、企業団全体では、税抜きで6億5,300万円の赤字となる見込みであり、事業体ごとでも、高松、琴平、まんのう、広域送水管理センターを除く、13事業体が赤字となる見込みでございます。

また、表の一番下、指標でございますが、企業債残高につきましては、東かがわ、 丸亀、多度津の3事業体が3.5倍を超える見込みとなっており、内部留保資金につ きましては、坂出、琴平、多度津の3事業体が0.5倍を満たせない見込みとなって おります。

なお、琴平につきましては、内部留保資金がマイナスとなり、予算上、資金ショートの状態となる見込みでございますが、具体的な財源確保対策について、琴平町と協議を行っており、必要な対応をとっていただくこととしております。

24ページ、25ページにかけましては、令和5年度2月補正後予算の状況でございます。

高松をはじめ14事業体が赤字の見込みとなるなど、令和6年度当初予算同様に厳しい状況となっております。

それでは、7ページにお戻りいただけたらと思います。

7ページでございますが、3の主要施設整備事業、(1)の概況についてでございます。

事業費は、表の中段からやや上、計のとおり、令和6年度当初予算では、令和5年度当初予算に比べ15億3,700万円減の119億3,100万円を、令和5年度2月補正後予算では、同じく7億1,800万円減の127億5,000万円を見込んでおります。

なお、広域化に伴う導水管や送水管の新設などを内容とする「広域水道設備費」、 耐用年数を踏まえた管路や施設の更新・耐震化などを内容とする「経年施設更新整備事業費」、支障移転や独立行政法人水資源機構への負担金などを内容とする「そ の他建設改良事業費」、それぞれの状況は表のとおりでございます。

また、先程御説明申し上げました建設改良費との違いは、表の下、※にありますとおり、人件費、諸経費が除かれていることなどによるものでございます。

- 8ページをお開き願います。
- (2)施行計画でございますが、令和6年度施行予定の主なものを記載しております。
- ①の広域水道設備費につきましては、小豆ブロックでの肥土山浄水場更新工事や、 高松ブロックでの御殿配水池築造工事などを、引き続き実施するとともに、東讃ブロックでの新志度本線送水管新設工事などの新設工事を施行することとしております。
 - 9ページをご覧ください。
- ②経年施設更新整備事業費でございますが、11ページにかけまして、各ブロック等で施行予定の5,000万円以上の工事について記載しております。

なお、○印を付したものは、耐震化に係る事業でございます。

- 12ページをお開き願います。
- ③その他建設改良事業費でございますが、管路支障移転等として、17 億 400 万円を計上しております。

また、工事に伴う負担金として、まず、水資源機構が令和2年度から実施している香川用水高瀬支線水路等の老朽化・耐震化対策に対し、香川用水施設緊急対策事業として負担金を支出しており、令和6年度は4,900万円を支出することとしております。

なお、当事業は令和6年度で終了見込みであるため、水資源機構では、老朽化対策が未実施の区間を対象とした新たな事業を計画しておりますが、相当の事業費となることが想定されており、今後の企業団運営にも大きな影響が懸念されることから、企業団としては、事業が効率的かつ効果的、また、経済的に実施されるよう、水資源機構に対して、県とともに、要請しているところでございます。

次に、県が平成7年度から実施している五名ダム再開発事業において、異常渇水時における水道用水の供給を図ることを目的に、1万4,000立方メートルの新たな

渇水対策容量を確保するため、企業団でも、今年度から当該事業に対する費用負担 を行っております。

五名ダムの全体事業費 275 億円の 0.33%、9,000 万円余を企業団が負担すること となっており、令和 6 年度は 400 万円余を負担することとなっております。

なお、このうち 150 万円については、県費補助が受けられる見込みでございます。

13ページをご覧ください。

4、基本計画関係でございます。

まず、料金統一に向けた各種検討業務につきましては、令和 10 年度の料金統一に向けた検討及び料金改定に密接不可分な令和 10 年度以降の次期施設整備計画の策定や現施設整備計画の見直しを行うとともに、水道事業変更認可に向けた諸準備を行うもので、今年度から令和7年度までの3年間で取り組んでおり、来年度も引き続き取組みを進めることとしております。

なお、料金統一関係については、後程御説明申し上げます。

水道事業ビジョン・経営戦略の策定につきましては、令和 10 年度以降の 10 年間の目標を定めた「水道事業ビジョン」と、そのビジョン実現のために必要となる投資額と財源を定めた「経営戦略」の策定を行うもので、令和 10 年度からの統一料金を踏まえて策定する必要があるため、来年度から令和 9 年度までの 4 年間で取り組むこととしております。

14ページをお開き願います。

5、債務負担行為のうち主なものでございます。

御厩配水池増設工事は、今後実施を予定している岡本配水池の更新工事の際に不足する配水池容量を確保するため、令和6年度から8年度にかけて御厩配水池の増設工事を行うものでございます。

また、御殿配水池送水施設築造工事は、令和6年度に完成予定の御殿配水池(高松市鶴市町)へ浄水を送水するポンプ施設について、令和6年度から9年度にかけて整備を行うものでございます。

水道事業につきましては、以上でございます。

次に、15ページからは工業用水道事業会計についてでございます。

1の業務量につきましては、今年度、給水事業所が1事業所減少しましたが、令和6年度は、令和5年度当初予算と同数の42事業所となる見込みであり、年間給水量についても、令和5年度とほぼ同量を見込んでおります。

16ページをお開き願います。

2の予算見積、(1)概況についてでございます。

表の構成は水道事業と同様でございまして、下側 17 ページに主な増減理由を記載しておりますので、併せて、御覧いただければと思います。

表の中段、収益的収支の収支差引は、令和6年度当初予算では6,100万円の黒字、 令和5年度2月補正後予算では1億1,600万円の黒字となる見込みでございます。

なお、税抜きでは、同じ行の上段カッコ内のとおり、令和6年度当初予算では 5,400万円の黒字、令和5年度2月補正後予算では1億100万円の黒字となる見込 みでございます。

また、資本的収支のうち、建設改良費につきましては、表の右側、支出の中段で ございますが、令和6年度当初予算では、令和5年度当初予算と比べ、2億3,400 万円増の4億2,100万円を見込んでおり、令和5年度2月補正後予算では、令和5 年度当初予算に比べ、2,700万円減の1億6,000万円を見込んでおります。

なお、表の最下段、資本的収支の不足額、令和6年度当初予算5億600万円、令和5年度2月補正後予算2億7,300万円につきましては、いずれも、表の下の※印のとおり、損益勘定留保資金等で補填することとしております。

18ページをお開き願います。

3の主要施設整備事業、(1)概況についてでございます。

事業費は、表の中段、計のとおり、令和6年度当初予算では、令和5年度当初予算に比べ2億3,300万円増の4億400万円を、令和5年度2月補正後予算では、同じく2,700万円減の1億4,400万円を見込んでおります。

19ページをご覧ください。

(2)施行計画でございますが、令和6年度の主なものとして、①経年施設更新整備事業費につきましては、綾川浄水場排水処理棟建築工事などを、②その他建設改良事業費につきましては、水資源機構が行う香川用水施設緊急対策事業に対する負担金などを予定しております。

予算議案の概要につきましては以上でございます。

○ 議長(会長:知事)

ただいま事務局から御説明ありました予算議案の概要につきまして、御質問や 御意見ございますでしょうか。

(なし)

よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、御意見等ないようですので、予算議案については以上とさせていただきます。

次に、予算外議案につきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

○ 事務局(高木副企業長)

それでは、予算外議案につきまして御説明させていただきます。

「議案の概要」の28ページをお開きください。

28ページでございます。

まず、第5号議案「香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例 の一部を改正する条例議案」でございます。

「特別職の職員の給与に関する法律」の一部が改正されたこと等を考慮し、企業 長が指定する副企業長の受ける期末手当の支給割合の改定を行うものでございま す。

施行期日は、令和5年12月に支給する期末手当に係る改正は、規則で定める日から施行した上で、同年12月1日から適用することとし、令和6年度以降に支給する期末手当に係る改正は、令和6年4月1日としております。

次に第6号議案、「香川県広域水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改 正する条例議案」でございます。

企業団の職員の定年を段階的に引き上げることにつきましては、昨年2月議会で同条例の改正をさせていただいたところでございますが、定年年齢が65歳まで段階的に引き上げられる期間中の経過措置として、暫定再任用制を導入する等のため、所要の改正を行うものでございます。

施行期日は、令和6年4月1日としております。

次に29ページをご覧ください。

第7号議案、「香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の 一部を改正する条例議案」でございます。

地方自治法の一部改正に伴い、令和6年度以降、会計年度任用職員に勤勉手当を 支給することができるよう所要の改正を行うほか、暫定再任用制の導入に伴い、暫 定再任用された職員に支給される手当を定年前再任用短時間勤務職員と同様とす ることを定めるものでございます。

施行期日は、令和6年4月1日としております。

次に第8号議案、「香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例等の 一部を改正する条例議案」でございます。

地方自治法の一部改正に伴い、関係条例につきまして、引用している同法の条項を改めるものでございます。

施行期日は、令和6年4月1日としております。

次に30ページをご覧ください。

第9号議案、「香川県広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例議 案」でございます。 令和6年度に水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移 管されることにつきまして、水道法の一部が改正されたことに伴い、水道法から引 用している「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めるものでございます。

施行期日は、令和6年4月1日としております。

予算外議案につきましては、以上でございます。

○ 議長(会長:知事)

それでは今説明がありました予算外議案につきまして、御質問や御意見ございませんでしょうか。

(なし)

はい、ありがとうございます。

では、予算外議案については以上といたします。

次に3、香川県水道広域化計画のローリングについて、事務局から御説明お願いいたします。

○ 事務局(高木副企業長)

次に、「令和6年度当初予算(案)及び令和5年度2月補正予算(案)を踏まえた財政収支見通し」につきまして御説明いたします。

お手元の資料3「財政収支試算(事業体別指標の状況)」を御覧ください。

A3、縦の資料でございます。

令和5年度基本計画ローリングにつきまして、昨年秋の運営協議会、企業団議会では、表の右側から2列目①のとおり、さぬき、土庄、小豆島、綾川、琴平、多度津の6事業体におきまして、赤の網掛け部分でございますが、令和9年度末における内部留保資金に関する指標が0.5倍未満となることから、財源確保措置につきまして、市町と協議を行っている旨、報告させていただいたところでございます。

その後、企業団では、それぞれの市町と協議を重ねてまいりまして、これまでに、 関係の市長さん・町長さんから、繰入等の財源措置につきまして、一定の御理解を いただいたと存じているところでございます。

なお、その内容を加味したローリングは②のとおりでございます。

こうした状況のもと、先程御説明させていただきました令和6年度当初予算(案) 及び令和5年度2月補正予算(案)を踏まえて、概算による財政収支試算を行いま したところ、左端の③のとおり、赤の網掛け部分でございますが、綾川、丸亀、坂 出、琴平、多度津の5事業体において、令和9年度末における内部留保資金に関す る指標が0.5倍未満となる見込みとなりました。 なお、試算に当たっては、建設改良費については、予算(案)で事業の先送り等を行った事業体につきましても、5年度から9年度までの期間全体では、昨年秋の 運営協議会、企業団議会でお示ししたローリングとほぼ同額の事業費を確保した上 で行っております。

このように、現状では、給水収益の減少や、労務費や資材費の高騰による費用の増加などにより、令和9年度の目標指標を達成できない見込みの事業体が繰り返し生じる状況であり、また、今後、こうした事業体が増加していくことが見込まれております。

このため、企業団では、来年度、令和9年度までの施設整備計画の見直しと財源 確保のあり方の整理を行うこととしております。

取組みを進めるに当たっては、運営協議会や企業団議会で御説明し、御意見を伺 うとともに、必要に応じ、各市町長の皆さんや各市町議会とも十分に意見交換して まいりたいと存じておりますので、御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。 財政収支見通しにつきましては、以上でございます。

○ 議長(会長:知事)

はい、ありがとうございます。

それでは、今の財政収支見通しにつきまして、御質問・御意見ございませんか。

(なし)

ありがとうございます。

そうしましたら、この財政収支見通しのローリングについては以上といたします。

次に4、水道料金統一化の取組について、事務局から説明お願いします。

○ 事務局(高木副企業長)

次に、水道料金統一化の取組につきまして、御説明いたします。

資料4「第2回審議会の開催結果について」をご覧ください。

資料4、A4の一枚紙でございます。

まず、今年度から開催しております「香川県広域水道企業団水道事業等審議会」における議論の状況についてでございます。

昨年秋の運営協議会において、第1回審議会を7月27日に開催し、「企業団の今後の水道料金のあり方」について諮問した旨、御報告させていただきましたが、 去る12月22日、第2回審議会を開催いたしました。 第2回審議会では、資料の朱書きのとおり、統一料金の在り方の検討に当たっての基本的な考え方といたしまして、まず「(1) 水道事業が持続可能な施設整備を行う」こと、換言すれば、⇒のとおり「安全・安心・安定を目指す上で、最適な料金制度である」こと、その上で「(2) 必要な料金水準の設定は、世代間の負担の公平性など中長期的な視点も考慮して行う」こと、「(3)『資産維持費』など法制度等を踏まえた料金設定を行う」こと、以上3点について確認するとともに、その下に記述しておりますとおり、今後の主要な論点として、「基本料金と従量料金の負担割合」、「従量料金逓増制の逓増度の設定」などについて、整理していくことを確認したところでございます。

なお、これまで、今年度は3回の審議会開催を予定している旨、御報告しておりましたが、第2回審議会において論点整理がなされたことから、次回の審議会につきましては、必要な資料整理を行い、新年度になってから開催することとしております。

裏面をご覧ください。

スケジュールでございますが、これまでに御報告しているとおりでございまして、令和6年度は、審議会では、各論点について方向性を取りまとめた「基本方針(案)」の策定を、企業団では、「令和9年度までの施設整備計画の見直し及び財源確保の在り方の整理」と、「令和10年度以降の次期施設整備計画(概案)」の策定、「令和10年度以降の財政収支見通しの検討」を行うこととしております。また、予算でも御説明させていただきましたが、「水道事業ビジョン」及び「経営戦略」の令和9年度の策定に向けた準備を進めてまいります。

取組みにつきましては、随時、御報告させていただき、御意見も伺いながら進めてまいりたいと考えおりますので、引き続き、御理解・御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上が、水道料金統一化の取組についてでございます。

○ 議長(会長:知事)

はい、それでは今の料金統一化に向けての御説明、御意見・御質問はございませんでしょうか。

(なし)

よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、水道料金統一化の取組については以上といたします。

次に5、香川県広域水道企業団の身分移管について、事務局から説明お願いいた

します。

○ 事務局(高木副企業長)

最後に、職員の身分移管についてでございます。

口頭での御説明とさせていただきます。

職員の身分移管につきましては、昨年秋の運営協議会でも経過報告をさせていただきましたが、その後の労働組合との協議・交渉により、来年度からの身分移管に向けて、手続きを進めていくことになりました。

昨年12月には、現在、各構成団体から派遣いただいている職員に対し、身分移管に関する希望の有無に関する意向調査を実施しており、その結果につきましては、 昨年末に、事務局長が各派遣元市町の人事担当課を訪問の上、御説明させていただいたところでございます。

身分移管は、職員の申し出に基づき、派遣元の了解を得た上で、実施することとなります。

企業団としては、身分移管を希望する職員をできるだけ受け入れたいと考えておりますので、市長さん、町長さんの皆様におかれましては、職員の意向を尊重いただき、格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

また、市町総合事務組合に加入されている 11 の市町には、別途、身分移管に伴う退職給付引当金の財源引継ぎについてお願い申し上げているところでございます。

今後、市町総合事務組合議会におきまして、関係規定の改正や、組合予算の補正 につきまして、御審議いただくこととなると思いますので、御協力を賜りますよう 重ねてお願いを申し上げます。

私の方からの説明は以上でございます。

○ 議長(会長:知事)

ありがとうございました。

それでは、今、口頭ですけれども、身分移管についてのお話しをいたしましたが、 御質問・御意見ありませんでしょうか。

(なし)

よろしいですか。

はい、ありがとうございます。

そうしましたら、身分移管についても御説明の内容としていきたいと思います。

本日の議事は以上でございますが、他に企業団の事務に関することで、何か御発 言はございますでしょうか。

(なし)

よろしいでしょうか。私から。

水道行政は、4月1日から国土交通省に移管になるのですか。

○ 事務局(高木副企業長)

はい、そうです。

○ 議長(会長:知事)

特に企業団の運営とか、協議会とか、何か直接的に変更になることはありますか。

○ 事務局(高木副企業長)

今のところ大きく何か改正されるとか動きがあるとかいう状況ではございませんけれども、いずれにしても、情報が入り次第、また皆様方と情報を共有させていただきまして、お力添えを賜わる部分があれば、ぜひともよろしく申し上げる次第でございます。

○ 議長(会長:知事)

その他、よろしいでしょうか。

それでは皆様の御協力によりまして、円滑に終了できまして本当にありがとうご ざいます。

これを持ちまして、令和5年度第2回香川県広域水道企業団運営協議会を終了させていただきます。

ありがとうございました。

(14:36 閉会)